

## 札幌市子ども・子育て会議の所掌事務の追加について

### 1 概要

市内の市立学校において、いじめにより児童・生徒に重大な被害（重大事態）が発生した場合、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会等による調査が実施され、市長はその調査結果について報告を受け、必要に応じ、附属機関等において再調査することができるものとされた。

この再調査は、第三者により、かつ、専門的な調査が必要であることから、実施する審議会として、児童福祉に関する事項を審議する「子ども・子育て会議」を指定することを予定している。

#### いじめ防止対策推進法

##### 重大事態の定義（第二十八条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### 再調査の規定（第三十条二項）

報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会等による調査の結果について調査を行うことができる。

（趣旨を損なわない程度に一部省略・意識しています。）

### 2 子ども・子育て会議における再調査の進め方について（案）

- いじめに関する再調査を実施する部会をあらかじめ設置。委員は児童福祉部会の委員を中心に、調査対象の事案に合わせ、精神科医等の臨時委員を加え、5名程度で審議を行う。
- ①重大事態への対処、②報告された再発防止策、の2点を中心に、教育委員会の附属機関の調査結果について、再調査を行う。
- 専門的、かつ、プライバシーに配慮を要する事案であることから、部会での審議結果を審議会の決定とする必要があると提案する予定。

### 3 想定されるスケジュール

- 6月中旬 子ども・子育て会議条例の改正
- 9月（予定） 子ども・子育て会議における部会構成等の決議